

GHG見える化事業に係る業務委託仕様書

1 業務の目的

県内事業者等の事業活動におけるエネルギー使用によって排出される温室効果ガス（GHG）の把握を支援するとともに、排出削減に向けた助言を行うことにより、県内事業者等の脱炭素経営への転換を図る。

2 事業の名称

GHG見える化事業

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務委託の内容

(1) GHG見える化及び助言等

県内事業者等70件程度に対して、以下の業務を行うこと。

① GHG排出状況の可視化

事業活動に伴う月ごとの電気・ガス等のエネルギーの使用状況を簡易な方法で数値化するとともに、エネルギー種別に応じたGHG排出量を数値化し、事業者等が把握しやすい方法で整理すること

② GHG排出量の削減に向けた提案

①の事業者等のエネルギー使用状況を踏まえて、業務の改善や設備投資などのGHG排出量削減につながる取組を提案すること

③ 定期報告

①及び②をとりまとめて、県に対して定期的に報告すること

④ データの蓄積・引継

本事業終了後に県内事業者等が自らサービスを継続して利用しようとする場合に①のデータを引き継ぐこと

⑤ その他

①～④に掲げた項目のほか、本事業の効果向上に資する取組として提案する業務がある場合は、県と協議の上実施すること

5 成果品

(1) 提出物

事業実施結果報告書

（A4版カラー両面印刷に対応する電子データとし、支援の内容が分かる画像等も貼付すること。）

(2) 提出期限

業務終了後直ちに

(3) 提出先

電子メール（kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp）

6 経費負担

委託料のほか、本委託業務を実施するに当たって必要となる経費は受託者が負担すること。

7 注意事項

- (1) 特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、相手方の希望を勘案し、客観的かつ公平な観点から効果的な取組ができるような情報提供等を行うこと。
- (2) 情報提供等を適切に行うことができるよう、最新の情報の収集等に努めること。

8 特記事項

業務の実施に当たっては、県と十分な意見交換を行うこと。また、仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難しい事由が生じたとき、或いは仕様書に定めのない事項については、県と速やかに協議し、その指示に従うこと。